



鳥取県公報

平成16年 5月28日(金)
号外第82号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(31)(建築課)..... 1

条 例

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 5月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第31号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊建築物等の敷地と道路との関係)</p> <p>第6条 別表第1に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷地は、幅員4メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の知事が定める基準に適合する建築物で、特定行政庁(法第2条第32号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>(特殊建築物等の敷地と道路との関係)</p> <p>第6条 別表第1に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷地は、幅員4メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の知事が定める基準に適合する建築物で、特定行政庁(法第2条第36号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

